

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号		
手続名	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認	根拠条項	第 5 5 条の 3 第 3 項において準用する 第 5 5 条の 2 第 9 項		
審 査 基 準	社会福祉法人の社会福祉充実計画の変更の承認は、根拠条項のほか、平成 2 9 年 1 月 2 4 日付け雇児発 0 1 2 4 第 1 号・社援発 0 1 2 4 第 1 号・老発 0 1 2 4 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に定める社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準に基づいて行う。				
	受付 機関	福祉課	処理 機関	福祉課	交付 機関
		標準処理期間		2 0 日	目次
		標準経由期間		- 日	